

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	20110
規制改革事項	20110
提案地方公共団体等名	京都市
意見の要点	<p>(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。)</p> <p>法改正により追加が予定されている特定非営利活動の分野に、観光関連活動に関する分野を追加してほしい。</p> <p>全国レベルの法改正で対応できないならば、特区で対応してほしい。</p>
意見に対する回答	<p>立法時の衆議院附帯決議において「別表の12項目に関しては、多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」されていることから、個々の事業活動が何らかの意味で別表の活動分野に適合することが申請書類で確認できれば認証される場合もある。</p> <p>現行NPO法に掲げられている特定非営利活動には「まちづくりの推進を図る活動」が含まれていることから、まちづくりの一環として観光関連事業を行うNPO法人の設立は、現行法の枠内でも可能。実際、まちづくりを目的とした観光ボランティア関係事業を行うNPO法人が存在する。</p> <p>また、新たに追加が検討されている活動分野に「経済活動の活性化を図る活動」があることから、地域経済の活性化に資するための観光事業を行うNPO法人の設立についても、対応が可能になると考えられる。</p> <p>(現行NPO法における12の活動分野)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li><li>2 社会教育の推進を図る活動</li><li>3 <u>まちづくりの推進を図る活動</u></li><li>4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</li><li>5 環境の保全を図る活動</li><li>6 災害救援活動</li><li>7 地域安全活動</li><li>8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</li><li>9 国際協力の活動</li><li>10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</li><li>11 子どもの健全育成を図る活動</li><li>12 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li></ol>

	<p>(新たに追加が検討されている活動分野)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報化社会の発展を図る活動</li><li>・ 科学技術及び学術の推進を図る活動</li><li>・ <u>経済活動の活性化を図る活動</u></li><li>・ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</li><li>・ 消費者の保護を図る活動</li></ul>
担当省庁名	内閣府